

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 所得税特別減税 (その2)

Q: 所得税特別減税で、従業員等に給与特別減税の還付を行う場合には、会社の事務処理はどのようなものがあるのでしょうか。

A: 前号の続きでお話します。前号でお話した還付原資と、夏期給与特別減税額を比較し、還付原資が減税額のトータルを上回れば、一括還付が可能となります。

逆に、還付原資が下回った場合には、還付原資の範囲内で還付し、還付未納額は、翌月に降順次還付していくことになります。

次に「還付支払明細書」は対象者に交付すべきものですが、この還付支払明細書は、給与明細書による兼用も認められるそうです。

様式そのものは国税庁でも作成しますが、記載事項である①1月から6月までの支給給与・賞与の源泉徴収税額、②夏期給与特別減税額、③還付した金額、④還付未済金額を記載していれば、給与明細書での兼用も認められます。

なお、一括還付となるケースでは、明細書で全額還付であることが明らかであれば③と④の記載は省略することができます。

最後に、納付書ですが、これにも減税額を記載します。

その方法は「超過額」欄に「減税額××円」を、「摘要」欄に「特別減税 平成6年6月〇日 〇人 ××円」などと記載することになります。

一括還付できない場合は、その月の納付すべき源泉徴収税額を摘要欄に追加記入の上、必ず法定期限までに税務署に提出しなければなりません。

